

四半期報告書

(第103期第1四半期)

堺市堺区老松町3丁77番地

株式会社シマノ

E 0 2 2 5 7

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社 シマノ

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月14日

【四半期会計期間】 第103期第1四半期(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社シマノ

【英訳名】 SHIMANO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島野容三

【本店の所在の場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 平田義弘

【最寄りの連絡場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【電話番号】 072-223-3254

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 平田義弘

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第103期 第1四半期連結累計(会計)期間	第102期
会計期間		自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
売上高	(百万円)	45,092	235,142
経常利益	(百万円)	7,116	36,709
四半期(当期)純利益	(百万円)	5,504	25,150
純資産額	(百万円)	168,447	165,768
総資産額	(百万円)	192,049	193,238
1株当たり純資産額	(円)	1,749.12	1,721.36
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	57.40	262.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	87.3	85.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	11,257	19,935
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△4,815	△21,681
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,597	△6,372
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	42,197	38,509
従業員数	(人)	9,211	9,610

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

当第1四半期連結会計期間における各事業の種類別セグメントに係る主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

（自転車部品事業）

新規設立：Shimano Europe Bike Holding B.V.

3 【関係会社の状況】

新たに関係会社となった会社

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Shimano Europe Bike Holding B.V.	オランダ ヌンスペート	千ユーロ 18	自転車部品 全社（共通）	100.0 (100.0)	当社の自転車部品の 販売及び欧州自転車 部品販売子会社を統 括しております

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	9,211	(1,409)
---------	-------	---------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	1,035	(308)
---------	-------	-------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
自転車部品	35,020
釣具	8,871
その他	215
合計	44,107

(注) 1 金額は販売価格による概算値であります。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、自転車部品及び釣具については大部分見込生産によっており、冷間鍛造品については受注生産をおこなっておりますが、受注生産の金額は僅少であるため記載を省略いたします。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
自転車部品	35,316
釣具	9,509
その他	266
合計	45,092

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におきましては、世界的な金融危機による影響が実体経済に波及し、主要先進国が同時かつ急速な景気後退に見舞われ、新興国においても経済成長の減速傾向が顕著となりました。また、為替相場やエネルギー・原材料価格などの不確実性が高まり、企業収益の低迷や雇用の悪化から消費マインドの冷え込みが深刻化しています。

こうした状況のもと、当社グループは「人と自然のふれあいの中で、新しい価値を創造し、健康とよろこびに貢献する。」を使命に掲げ、健康志向や環境保全意識の高まりといったニーズにお応えすべく、グローバルな生産物流体制と販売網の整備に努めてまいりました。

しかしながら、世界同時不況による影響は想定以上に大きく、自転車部品事業、釣具事業ともに苦

戦を余儀なくされました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は45,092百万円、営業利益は5,148百万円、経常利益は7,116百万円、四半期純利益は5,504百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

自転車部品事業

普及価格帯自転車の需要は、世界的な経済危機の影響を受けた消費者の購買意欲の低下により、国内、海外市場ともに大きく落ち込み、当社の普及価格帯製品の出荷も減少しました。

一方で健康と環境への関心は依然として高く、中高価格帯のスポーツ自転車に対する消費者の需要は世界的に底固いものがあります。しかしながら堅調な消費に反して市場における在庫圧縮志向が顕著になり、当社の中高価格帯製品の出荷も一時的に減少しました。

この結果、当事業の売上高は35,316百万円、営業利益は5,173百万円となりました。

釣具事業

国内市場では昨年後半からの不況感の影響で、前年を下回る受注ペースでスタートしましたが、シーズンインとともに発表いたしました新製品群が好調で、全体としては前年の売上をわずかに下回る結果にとどまりました。

しかしながら海外市場におきましては、世界経済の急激な悪化と円高の下、米国のみならず欧州、アジアにおいても需要が停滞し、前年を大きく下回ることとなりました。

この結果、当事業の売上高は9,509百万円、営業利益は101百万円となりました。

その他事業

その他事業の売上高は266百万円、営業損失は126百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

フルモデルチェンジを行ったロードレース用最上級モデル「DURA-ACE」シリーズや機能・性能をさらにアップさせたリール、ロッドの高級機種投入をおこなってまいりましたが、自転車部品におきまして世界同時不況による消費マインドの低迷を危惧した、完成車メーカーの慎重な供給姿勢による受注調整の影響を大きく受けました。

この結果、売上高は35,584百万円となり、営業利益は1,873百万円となりました。

北米

景気後退、消費の低迷が続くなか、新規連結会社の寄与はあったものの、総じて低調に推移しました。

この結果、売上高は4,574百万円となり、営業損失は0百万円となりました。

ヨーロッパ

世界的な景気後退の影響はあるものの、主力の自転車部品につきましては堅調に推移しました。一方で、円高による為替の変動が大きく影響しました。

この結果、売上高は5,891百万円となり、営業利益は701百万円となりました。

アジア

世界同時不況による消費低迷の影響を受け、自転車部品、釣具ともに普及価格帯製品の出荷が落ち込みました。

この結果、売上高は18,229百万円となり、営業利益は2,503百万円となりました。

その他

世界的な消費低迷の影響が波及するなか、積極的に市場の拡大に努めました。また、釣具販売においては、オーストラリアにおける新規連結会社の寄与がありました。

この結果、売上高は842百万円となり、営業利益は70百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は192,049百万円（前連結会計年度比0.6%減）となりました。これは、現金及び預金が3,705百万円、投資有価証券が1,621百万円それぞれ増加し、受取手形及び売掛金が6,269百万円、たな卸資産が1,193百万円それぞれ減少したこと等によるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は168,447百万円（前連結会計年度比1.6%増）となりました。これは、主として利益剰余金が2,571百万円増加したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、42,197百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは11,257百万円の増加となりました。主な収入要因は税金等調整前四半期純利益7,116百万円、売上債権の減少6,350百万円等によるものです。また主な支出要因は仕入債務の減少3,285百万円、法人税等の支払額1,970百万円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは4,815百万円の減少となりました。主な支出要因は有形固定資産の設備投資2,543百万円、投資有価証券の取得による支出2,161百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは2,597百万円の減少となりました。主に配当金の支払2,921百万円等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

(A) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、グローバルなサービス体制、並びにグループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i)お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、(ii)個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び(iii)個々の従業員がその能力を存分に発揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

(B) 基本方針実現のための取組み

(i) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、当社は、BRICSを初めとする発展著しい国々が現れていることから、当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する潜在的な需要は今後も増加するものと考えております。そのような背景の中、当社は、コア・コンピタンスの強化、自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(b) コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役1名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内

部監査部門として業務監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査しております。これに加え、平成18年度より、内部統制の整備・充実に着手し、平成19年4月にはグローバルな内部統制システムの構築・推進の一環として、内部統制推進室を設置いたしました。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、昭和47年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株取得を行い、平成15年度以降6年間で配当と合わせた株主還元総額は、同期間の連結当期純利益合計を上回っております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年1月22日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、また、平成20年3月27日開催の第101期定時株主総会において、本プランの導入をご承認いただきました。

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は、以下のとおりです。

(a) 本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 対象となる買付等

本プランは、以下 又は に該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といい、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面及び代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。

(d) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社が別途交付する買付説明書の様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社（取締役会及び

独立委員会) に対して提出して頂きます。なお、独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実行可能性等を含みます。）

買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）

買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付者等による当社の株券等の過去の各取得の時期、数、価額及び方法等、並びに、買付者等による当社の株券等の過去の各譲渡に関する譲渡の時期、数、価額及び方法等

買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(e) 独立委員会による検討・勧告等

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。独立委員会は、買付者等から買付説明書を受領してから原則として最長90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、当社取締役会から買付等の内容に対する意見及びその理由並びに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、必要に応じて、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、所定の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行います。すなわち、独立委員会は、買付者等による買付等が下記(g)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が下記(g)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。ま

た、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、上記の勧告を行うに至らない合理的な理由が存する場合には、独立委員会は、合理的な範囲内（原則として30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

(f) 取締役会の決議／株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予、株主総会実務等の諸般の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することが必要であると判断する場合、又は独立委員会が新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付した場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のことを確認することができます。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(g) 新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議により、新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

(イ) 株券等を買占め、その株券等について当社や当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為

(ロ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ハ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供しない買付等である場合

買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の企画開発力・技術力等の根幹である個々の従業員のノウハウ等、取引先・従業員等との信頼関係及び企業風土等を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(h) 新株予約権の概要

当社は、割当期日における当社以外の当社の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、大要以下の内容を有する新株予約権を無償にて割り当てます。

新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。また、新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、当社株式1株当たりの行使価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で別途定める価額とします。その行使期間は、当社取締役会決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で別途定める期間とします。

また、(Ⅰ)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、(Ⅱ)その共同保有者、(Ⅲ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、(Ⅳ)その特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません。

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

さらに、当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも新株予約権を無償で取得することができます。また、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

(i) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、第101期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(j) 株主の皆様への影響

本プランの導入にあたっては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主又は投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

なお、本新株予約権の割当の方法、本新株予約権の行使方法及び当社による取得の方法につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたし

ます。

(C) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(i) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、本プランの導入、発動又は廃止に際して株主の皆様意思を確認することができるものとされ、株主意思を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会により本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断がなされ、また、その判断の概要は株主の皆様に対して情報開示がなされること、合理的で客観的な要件が充足されなければ本プランは発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を受けることができるものとされていること、及びデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、取締役の解任要件を加重していないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。また、この期間に支出した研究開発費の総額は2,122百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	262,400,000
計	262,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	96,003,207	96,003,207	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式 単元株式数は100株で あります。
計	96,003,207	96,003,207	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	—	96,003,207	—	35,613,098	—	5,822,646

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 97,500	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,835,400	958,354	同上
単元未満株式	普通株式 70,307	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	96,003,207	—	—
総株主の議決権	—	958,354	—

(注) 「単元未満株式」には当社所有の自己株式26株が含まれます。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社シマノ	堺市堺区老松町3丁77番地	97,500	—	97,500	0.10
計	—	97,500	—	97,500	0.10

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	3,610	3,250	3,430
最低(円)	3,080	2,700	2,965

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清稜監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,019	42,314
受取手形及び売掛金	24,923	31,192
商品及び製品	24,316	22,508
仕掛品	13,691	16,560
原材料及び貯蔵品	4,885	5,017
繰延税金資産	2,129	1,957
その他	2,946	3,293
貸倒引当金	370	352
流動資産合計	118,542	122,492
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,463	16,502
機械装置及び運搬具（純額）	10,665	10,349
土地	11,700	11,692
建設仮勘定	1,741	880
その他（純額）	3,835	3,912
有形固定資産合計	44,407	43,337
無形固定資産		
のれん	3,770	3,816
ソフトウェア	4,968	5,178
ソフトウェア仮勘定	39	113
その他	2,891	2,853
無形固定資産合計	11,670	11,961
投資その他の資産		
投資有価証券	11,611	9,990
長期貸付金	45	45
繰延税金資産	3,781	3,346
その他	2,556	2,632
貸倒引当金	566	567
投資その他の資産合計	17,428	15,446
固定資産合計	73,506	70,746
資産合計	192,049	193,238

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,526	6,768
短期借入金	3,342	2,304
未払法人税等	2,240	2,101
繰延税金負債	579	768
賞与引当金	1,283	937
役員賞与引当金	38	132
その他	7,681	9,184
流動負債合計	18,692	22,197
固定負債		
長期借入金	1,623	2,019
退職給付引当金	1,365	1,347
役員退職慰労引当金	1,167	1,140
繰延税金負債	691	675
その他	61	89
固定負債合計	4,909	5,272
負債合計	23,601	27,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,613	35,613
資本剰余金	5,823	5,823
利益剰余金	139,575	137,004
自己株式	392	391
株主資本合計	180,619	178,049
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,082	1,658
為替換算調整勘定	10,786	11,302
評価・換算差額等合計	12,868	12,961
少数株主持分	697	680
純資産合計	168,447	165,768
負債純資産合計	192,049	193,238

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
売上高	45,092
売上原価	29,530
売上総利益	15,561
販売費及び一般管理費	※ 10,412
営業利益	5,148
営業外収益	
受取利息	158
為替差益	2,013
受取配当金	5
その他	97
営業外収益合計	2,274
営業外費用	
支払利息	79
その他	227
営業外費用合計	307
経常利益	7,116
税金等調整前四半期純利益	7,116
法人税、住民税及び事業税	2,085
法人税等調整額	△481
法人税等合計	1,603
少数株主利益	7
四半期純利益	5,504

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	7,116
減価償却費	2,265
受取利息及び受取配当金	△163
支払利息	79
売上債権の増減額 (△は増加)	6,350
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,516
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,285
有形固定資産除売却損益 (△は益)	21
未払賞与の増減額 (△は減少)	△290
その他	△335
小計	13,274
利息及び配当金の受取額	142
利息の支払額	△188
法人税等の支払額	△1,970
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,257
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,543
投資有価証券の取得による支出	△2,161
無形固定資産の取得による支出	△161
その他	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,815
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△513
配当金の支払額	△2,921
短期借入金の純増減額 (△は減少)	846
少数株主への配当金の支払額	△3
その他	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,597
現金及び現金同等物に係る換算差額	△156
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,688
現金及び現金同等物の期首残高	38,509
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 42,197

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更 当第1四半期連結会計期間から、新たに設立したShimano Europe Bike Holding B.V.を連結の範囲に含めております。
2 会計処理基準に関する事項の変更 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 当連結会計年度の第1四半期連結会計期間から平成18年5月17日公表の「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより四半期連結財務諸表に与える影響は、軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. たな卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4. 経過勘定項目の算定方法 合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
5. 法人税並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年4月30日 法律第23号))に伴い、法定耐用年数及び資産区分が見直されました。これを契機に、当社及び国内連結子会社の機械装置及び運搬具の一部の資産について耐用年数を見直し、当第1四半期連結会計期間より改正後の耐用年数に基づいて減価償却費を算定する方法に変更しております。 なお、この変更により損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)		前連結会計年度末 (平成20年12月31日)	
※ 固定資産の減価償却累計額		※ 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	89,591百万円	有形固定資産の減価償却累計額	87,822百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料及び手当	2,401百万円
退職給付費用	62百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	46,019百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△3,822百万円
現金及び現金同等物	<u>42,197百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (千株)
普通株式	96,003

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (千株)
普通株式	97

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年3月26日 の定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,925	30.50	平成20年12月31日	平成21年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間中におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株 式	11,073	7,955	△3,117
計	11,073	7,955	△3,117

(デリバティブ取引関係)

当社グループのデリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため、開示に該当する事項はありません

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	自転車部品 (百万円)	釣具 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	35,316	9,509	266	45,092	—	45,092
(2)セグメント間の内 部売上高	—	—	—	—	—	—
計	35,316	9,509	266	45,092	—	45,092
営業利益又は営業損失 (△)	5,173	101	△126	5,148	—	5,148

(注) 1 事業の区分は、製品の用途による区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自転車部品 フリーホイール、フロントギヤ、変速機、ブレーキ他
(2) 釣具 リール、ロッド他
(3) その他 冷間鍛造品、スノーボード関連用品他

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する 売上高	30,714	4,466	5,063	4,005	841	45,092	—	45,092
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替 高	4,869	108	828	14,223	0	20,031	(20,031)	—
計	35,584	4,574	5,891	18,229	842	65,123	(20,031)	45,092
営業利益又は営業損失 (△)	1,873	△0	701	2,503	70	5,148	—	5,148

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米 アメリカ合衆国、カナダ
(2) ヨーロッパ オランダ、ドイツ、イギリス、イタリア、ベルギー、フランス、スウェーデン
ノルウェー、フィンランド、チェコ、ポーランド
(3) アジア シンガポール、マレーシア、台湾、中国、インドネシア
(4) その他 オーストラリア

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

	アメリカ	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	5,774	19,627	12,228	1,133	38,763
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	45,092
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	12.8	43.5	27.1	2.5	86.0

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ アメリカ合衆国、カナダ、中南米

(2) ヨーロッパ ドイツ、イタリア、イギリス、オランダ、フランス、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、ポーランド

(3) アジア 台湾、中国

(4) その他の地域 オーストラリア

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1,749円12銭	1,721円36銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	168,447	165,768
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	697	680
(うち少数株主持分)(百万円)	(697)	(680)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	167,750	165,088
普通株式の発行済株式数(千株)	96,003	96,003
普通株式の自己株式数(千株)	97	97
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	95,905	95,905

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	57円40銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。
2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
四半期純利益(百万円)	5,504
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,504
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,905

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月13日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 弘 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 和 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シマノの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月14日

【会社名】 株式会社シマノ

【英訳名】 SHIMANO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島野容三

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 堺市堺区老松町3丁77番地

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長島野容三は、当社の第103期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。